

# 松本市災害時サポート事業所登録制度実施要綱

平成25年11月14日

告示第492号

## (目的)

第1条 この要綱は、地域の防災活動に貢献する意欲のある事業所を登録し、及び公表し、災害発生時においてそれら事業所の持つ資源や能力の提供を受けることにより、地域防災力の強化を図るとともに、当該事業所の従業員及び市民の防災意識の啓発を図ることを目的とする松本市災害時サポート登録制度(以下「制度」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「事業所」とは、松本市内に事務所又は活動拠点があり、制度の趣旨に賛同し、災害の発生時にボランティア精神に基づく人的支援又は物的支援(以下「支援」という。)を行うことができる団体等をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 事業所が、松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団である場合
- (2) 事業所の代表者、役員(これに準ずる者を含む。)又は従業員が、条例第2条第2号に規定する暴力団員又は、条例第6条第1項に規定する暴力団関係者である場合
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの

## (登録の手続)

第3条 制度の登録をしようとする事業所の代表者(以下「申請者」という。)は、松本市災害時サポート事業所登録・変更申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)を市長に提出しなければならない。登録内容を変更するときも、同様とする。

- 2 市長は、登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、当該事業所を登録するとともに、当該申請者に松本市災害時サポート事業所登録証(様式第2号)を交付するものとする。

## (登録事業所の公表等)

第4条 市長は、松本市災害時サポート事業所として登録した事業所(以下「登録事業所」という。)が希望する場合は、市ホームページその他の市の広報媒体を活用し、登録事業所の名称及び活動実績等の周知に努めるものとする。

- 2 登録事業所は、自らが登録事業所である旨を印刷物等に表示することができる。

## (登録事業所への協力要請)

第5条 市長は、登録事業所に対して、防災訓練及び防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。

2 登録事業所は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。  
(登録の抹消)

第6条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 事業所を第三者に譲渡した場合
- (3) 事業所が第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (4) 松本市災害時サポート事業所登録抹消届(様式第3号)を市長に提出し、登録の抹消を申し出たとき。
- (5) その他事業所として登録しておくことが適当でないと市長が認めた場合  
(災害時の支援)

第7条 市長は、登録事業所に対して支援を要請するときは、松本市災害時支援要請書(様式第4号。以下「要請書」という。)を登録事業所に送付して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、次の事項を明らかにして電話等により行うことができるものとする。この場合において、市長は、速やかに要請書を当該支援を要請した登録事業所に送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請する支援の内容
- (3) その他必要な事項

2 登録事業所は、前項の支援の要請があったときは、その諾否、実施可能な支援の内容等について、松本市災害時支援諾否報告書(様式第5号)により、市長に報告するものとする。

3 登録事務所は、市長からの要請に基づく支援のほか、自らの判断で支援を行うことができる。

4 登録事業所は、支援を行ったときは、当該支援の内容等について、松本市災害時支援実施報告書(様式第6号)により、市長に報告するものとする。

(協力期間)

第8条 登録事業所が支援を行う期間は、災害発生時に行う一時的な災害活動に係る期間とし、事業所本来の業務等に著しく支障とならない範囲とする。

(活動区域)

第9条 登録事業所が支援を行う区域は、当該事業所が存する地域内とする。ただし、市長から他の地域における支援の要請があった場合は、当該地域を越えて支援を行うことができるものとする。

(経費負担)

第10条 支援に要した費用は、当該支援を実施した登録事業所の負担とする。

(事故発生時の連絡)

第11条 登録事業所は、支援を行っていた従業員が負傷し、又は支援により第三者に損害を与えた場合は、直ちに松本市災害時支援事故報告書(様式第7号)により

市長に報告するものとする。

(第三者の損害)

第12条 登録事業所の支援により、第三者に損害を与えた場合は、当該登録事業所がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものに係る賠償は、市の負担とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年11月14日から施行する。  
(松本市大規模災害時における無償提供支援物資等の登録に関する要綱の廃止)
- 2 松本市大規模災害時における無償提供支援物資等の登録に関する要綱（平成17年告示第346号）は、廃止する。

松本市災害時サポート事業所登録・変更申請書

年 月 日				
(あて先)松本市長				
事業所所在地 〒 ー 松本市				
フリガナ 事業所名 フリガナ 代表者名 代表者生年月日 年 月 日 (登録番号)※変更申請のみ _____ 号				
松本市災害時サポート事業所登録制度実施要綱第3条第1項の規定に基づき、(登録・変更)したいので届け出します。 なお、当事業所が、同要綱第2条第1号及び第2号に規定するものに該当するか否かを確認するため、松本市が松本警察署へ照会することに同意します。				
事業所概要	業 種	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸・小売業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉業 <input type="checkbox"/> 教育・学習業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他( )		
	従業員数	人	F A X 番 号	
	電話番号		メー ル ア ド レ ス	
緊急連絡先	担当部署名		担 当 者 名	
	携帯番号		携 帯 メー ル ア ド レ ス	
支 援 地 域	地区 町会			
市ホームページ等への公表	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
協力できる支援				
① 労務提供 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 人命救出・救護 <input type="checkbox"/> 避難誘導・人員輸送 <input type="checkbox"/> 障害物の除去 <input type="checkbox"/> 応急措置・復旧作業 <input type="checkbox"/> 物資・資機材・生活用水等の調達及び輸送 <input type="checkbox"/> 技術者の派遣(応急危険度判定士等) <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の一時受け入れ <input type="checkbox"/> 災害情報等の提供 <input type="checkbox"/> その他( )				
② 物資提供 <input type="checkbox"/> 食料品(おにぎり・レトルト食品・米・パン・菓子類等) <input type="checkbox"/> 飲料水(缶・ペットボトル飲料等) <input type="checkbox"/> 医薬品・衛生材料・介護用品(家庭用医薬品・医療用医薬品・担架・生理用品・紙おむつ等) <input type="checkbox"/> 電化製品(テレビ・ラジオ・照明器具等) <input type="checkbox"/> 寝具(布団・毛布・枕等) <input type="checkbox"/> 衣類・身の回り品(衣服・下着・タオル・雨具・懐中電灯等) <input type="checkbox"/> 日用品(バールやスコップなどの救助用品・燃料・ペット用品等) <input type="checkbox"/> アウトドア用品(自転車・寝袋・ガスコンロ等) <input type="checkbox"/> 学用品(文房具・かばん等) <input type="checkbox"/> 仮設物(発電機・トイレ・風呂・住宅等) <input type="checkbox"/> その他( )				
③避難場所等の提供 <input type="checkbox"/> 自社ビル <input type="checkbox"/> 店 舗 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 駐車場・ホール等の開放 <input type="checkbox"/> 事業所敷地 <input type="checkbox"/> 所有地の開放 <input type="checkbox"/> テント等の貸与・設置 <input type="checkbox"/> その他( )				
④その他 <input type="checkbox"/> 救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 <input type="checkbox"/> その他防災・救援活動等独自の取組( )				

※ 部分については、該当する区分にレ点を記入してください。

登 録 番 号
— 号

# 登 録 証

（事務所名）

（代表者）

松本市災害時サポート事業所登録制度実施要綱第3条の規定に基づき貴事業所を松本市災害時サポート事業所として登録しました。

年 月 日

松本市長 臥雲 義尚

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

松本市災害時サポート事業所登録抹消届

（あて先）松本市長

登録番号 \_\_\_\_\_ 号  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

松本市災害時サポート事業所登録制度の登録抹消を申し出ます。

フリガナ			
事業所名			
所在地	〒 _____		
フリガナ			
代表者名			
担当者名	部署名 氏名		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
登録抹消の理由			
備考			

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

松本市災害時支援要請書

登録番号 \_\_\_\_\_ 号

事業所名

代表者名

様

松本市長

松本市災害時サポート事業所登録制度実施要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

要 請 理 由	
支 援 の 内 容	
必要とする場所	松本市 丁目 番 号付近 番地 付近
支 援 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他必要な事項	



松本市災害時支援実施報告書

（あて先）松本市長

登録番号 \_\_\_\_\_ 号  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_

松本市災害時サポート事業所登録制度実施要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

<p>支 援 内 容</p>	<p>それぞれ実施内容を具体的に記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 労務提供</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 物資提供</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 避難場所等の提供</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <hr/>
<p>支 援 場 所</p>	<p>松本市 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号付近                  _____ 番地 _____ 付近</p>
<p>支 援 の 期 間</p>	<p>_____ 年 _____ 月 _____ 日 から                  _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで</p>

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

松本市災害時支援事故報告書

（あて先）松本市長

登録番号 \_\_\_\_\_ 号

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

松本市災害時サポート事業所登録制度実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

発 生 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
発 生 場 所	松本市
負 傷 者 名 等	ふり なが 氏 名
	住 所
	生年月日 M T S H 年 月 日生 ( 歳)
	性 別 男 ・ 女
事 故 発 生 状 況	(詳細に記載)
傷 病 名 ・ 程 度	
入 通 院 病 院 名	住 所 名 称